（削る）

（損傷時の水密性の確保）

第百二条の十四　第六十四条及び第六十四条の二の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。

（航行中接近することができる開口）

第百二条の十五　第六十四条の三の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。

（救命艇手規則の一部改正）

第三条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第十三条関係） 一～十八　（略） 十九　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十　（略）	別表（第十三条関係） 一～十八　（略） 十九　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十　（略）

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第四条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） ２～11　（略） 12　この省令において「Ａ３水域」とは、当該水域においてインマルサット其の他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、Ａ１水域及びＡ２水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16　（略） （無線設備の保守等） **第六十条の五**　船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信を	（定義） **第一条**　（略） ２～11　（略） 12　この省令において「Ａ３水域」とは、当該水域においてインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、Ａ１水域及びＡ２水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16　（略） （無線設備の保守等） **第六十条の五**　船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、ＶＨＦデジタル選択呼出装置、ＶＨＦデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周

（灰棄筒、ちり棄筒等）

第百二条の十三の七　第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（損傷時の水密性の確保）

第百二条の十四　第六十四条の二及び第六十四条の三の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。

（航行中接近することができる開口）

第百二条の十五　第六十四条の四の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。